

2020年1月22日

## 広島高裁による伊方原発3号機運転差し止め決定を歓迎する

全国保険医団体連合会  
公害環境対策部長  
野本 哲夫

広島高裁(森一岳裁判長)は17日、山口県の住民が求めた仮処分申し立てで、四国電力伊方原発3号機の運転差し止め決定を行った。

この仮処分決定により、伊方原発3号機は現在行われている定期検査に伴う運転停止終了後、運転再開としていた本年3月29日以降も再開ができないことになった。

決定では停止の理由が、原発付近に活断層がある可能性は否定できないこと、阿蘇山が最大規模噴火の場合の想定が過小であることから、四国電力の「地震」や「火山」リスクに対する評価や調査は不十分であり、安全性に問題はないとした原子力規制委員会の判断は誤りや欠落、不合理があると明快に指摘されている。

更に、伊方原発は危険性が指摘されているMOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物)燃料を燃やす「プルサーマル発電」を計画していたが、この決定で同計画も見直しは立たず、原発再稼働を進める国の方針にも影響を与えるものとなっている。

住民の不安を無視し、命を危険にさらす原発の再稼働は認められず、本判決を歓迎する。

四国電力は、不服申し立てを行わず、伊方原発再稼働を断念するべきである。

私たちは命と健康を守る医師・歯科医師の立場から、危険な原発の再稼働に反対し、原発ゼロの政府を求める多くの人々と連帯した取り組みをすすめていくことを表明する。